



～生活道路等の整備に係る要望方法が変わります～

1 見直しの背景と内容

市民の皆様からいただく生活道路等の整備に係る要望については、令和4年7月から、要望方法を「自治会長及び法人代表者からの文書提出」に限定し、試行期間として運用を開始したところです。以来、市民の皆様から様々なご意見をいただく中、とりわけ「自治会長の負担増」「要望の出しづらさ」の2点の改善を望む声が多く聞かれました。ついては、要望の方法を下記のとおり見直した上で、12月から運用を開始することとなりましたので、お知らせします。

○変更点（12月1日～）



① 個人の方でも要望できるようになります

⇒地区の代表者である自治会長等からの要望に限らず、誰からの要望も承ります。これに伴い、要望の際に求めてきた「地区連合会長の確認」も不要とさせていただきます。

② 文書だけでなく、口頭での要望も承ります

⇒口頭での要望を希望される方には、窓口にて職員が聴き取りの上、要望として承ります。

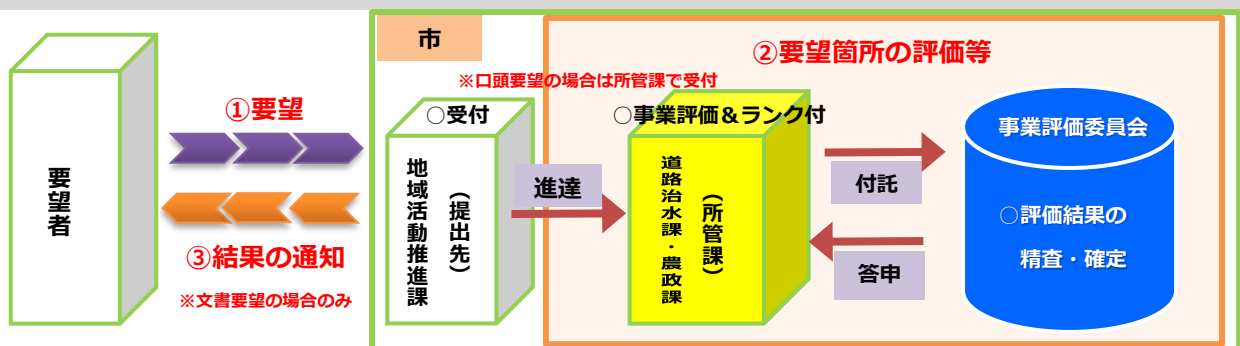
③ 要望箇所の写真や「整備同意書」等の添付は、全て任意となります

⇒文書での要望に際しても、要望者に係る負担を軽減するため、必須としていた各種書類の添付は全て任意とさせていただきます。

※留意事項

- 限られた財源の中、全ての要望箇所を整備することは困難です。そのため、要望箇所ごとに事業評価を行い、A～Dの4段階に区分した上で、優先度の高い箇所から地域バランスにも配慮し、整備箇所を決定してまいります（これまでと同様）。
- 文書で提出された要望に対しては、当該区分の結果（A～D）を文書でお返しします。また、区内の要望を把握していただく主旨から、その写しを当該地区の地区連合会長に提供させていただきます。
- 市としては引き続き、整備の「必要性」をはじめ、要望箇所周辺の方々の協力度や受益戸数の多寡など、整備の「実現性」や「効率性」を重視してまいります（これらの評価が優れた要望は、相対的に優先度が高まります）。

2 参考（要望～結果の通知までの流れ）



～お問い合わせ・ご相談は下記までお寄せ下さい～

◎行田市役所（556-1111）

- ・道路治水課 [内線 5716]
- ・農政課 [内線 373]

制度や見直しの詳細は、市ホーム

ページからもご覧いただけます👉

